

職員の給与等に関する報告及び 給与改定に関する勧告

令和 3 年 10 月

広島県人事委員会

はじめに

人事委員会は、公正な人事行政を確立し、行政の民主的で能率的な運営を確保するため、地方公務員法に基づいて設置された人事行政の専門機関であり、任命権者が行う職員の人事管理が適正に行われるよう、中立・公正な立場で、人事行政の運営に関する調査、研究、企画、立案を行い、その成果に基づいて、勧告、報告するなどの地方公務員法に定められた役割を担っている。

このうち、人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるための制度である。

このため、本委員会は、民間事業の従事者の給与や、本県職員の勤務条件、国及び他の地方公共団体の職員の勤務条件、その他社会情勢について調査、研究を行い、その成果を踏まえ、職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告を行うものである。



令和3年10月8日

広島県議会議長 中本隆志様
広島県知事 湯崎英彦様

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

職員の給与等について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙1のとおり報告し、あわせて、給与の改定について別紙2のとおり勧告するとともに、人事行政における当面の諸課題について別紙3のとおり報告します。

この勧告に対し、その実現のために所要の措置を講じられるとともに、報告の中で触れた諸課題について、解決に向けた取組を進められることを希望します。

目 次

(別紙1)

職員の給与に関する報告	給与報告	1
1 職員の給与等		1
(1) 職員数及び職員構成		1
(2) 平均年齢, 年齢階層別職員構成及び平均経験年数		2
(3) 学歴別職員構成		3
(4) 平均給与月額		4
2 民間給与の状況		4
(1) 職種別民間給与実態調査		4
(2) 給与改定等の状況		5
(3) 初任給の状況		6
3 職員給与と民間給与との比較		6
(1) 月例給		6
(2) 特別給		7
4 職員給与と国家公務員給与との比較		8
5 物価及び生計費		8
6 人事院の給与勧告等		8
7 結び		9
(1) 令和3年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定		9
(2) 給与制度をめぐる諸課題		10
(3) 給与勧告実施の要請		10

(別紙2)

勸告	1
----	---

(別紙3)

人事行政における当面の諸課題に関する報告	人事報告	1
1 人材の確保・育成等		1
(1) 多様で有為な人材の確保		1
(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進		2
(3) 人材育成		2
(4) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり		3
2 働き方改革と勤務環境の整備		4
(1) 時間外勤務の縮減等		4
(2) 両立支援の取組の推進		6
(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした 新しい働き方の推進		7
3 職員の健康管理等		8
(1) 職員の健康管理		8
(2) ハラスメントの防止		8
(3) 長距離・長時間通勤の解消		9
4 高齢層職員の雇用と定年引上げ		9
5 不祥事防止に向けた取組の徹底		9

(別添資料)

人事院の給与勧告等の概要

給与勧告の骨子	別添	1
公務員人事管理に関する報告の骨子		2
国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての 意見の申出の骨子		3

職員の給与に関する報告

職員の給与に関する報告

本人事委員会は、本県職員の給与の実態及び民間事業所における給与並びに生計費等給与決定に関連のある諸般の事情等について調査、検討を行ったので、その結果を報告する。

1 職員の給与等

本人事委員会が行った本年4月現在における人事統計調査によれば、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含み、再任用職員等を除く。以下同じ。）の給与等の状況は次のとおりであり、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の5種8給料表の適用を受けている。

(1) 職員数及び職員構成

第1表のとおり、職員の総数は23,326人で、昨年に比べ61人減少しており、給料表別の職員構成比は、教育職が全体の50.6%を占め、以下、行政職25.0%、公安職22.1%、医療職1.2%、研究職1.2%となっている。

【説明資料 第1表参照】

■第1表 給料表別職員数及び構成比

(単位：人)

区分 給料表	職員数			令和3年 職員構成比
	令和3年4月	令和2年4月	増減	
全給料表	23,326	23,387	△61	100.0%
行政職給料表	5,832	5,808	+24	25.0%
公安職給料表	5,152	5,130	+22	22.1%
教育職給料表(二)(ロ)	3,920	4,039	△119	50.6%
教育職給料表(三)(イ)	7,878	7,878	0	
研究職給料表	271	265	+6	1.2%
医療職給料表(一)	45	45	0	1.2%
医療職給料表(二)	147	147	0	
医療職給料表(三)	81	75	+6	

(注) 1 各年の4月1日現在の人事統計調査による（以下、第6表までについて同じ。）。
2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある（以下の各表において同じ。）。

(2) 平均年齢、年齢階層別職員構成及び平均経験年数

職員の平均年齢は、第2表のとおり、40.8歳である。これを給料表別にみると、平均年齢が最も高いのは研究職給料表の適用者（研究員等）で43.9歳、最も低いのは医療職給料表(三)の適用者（保健師等）で36.9歳となっている。

なお、職員数を5歳幅の年齢階層別でみると、第3表のとおり、55歳以上の年齢階層が最も多く、各年齢階層の構成比を昨年と比べると、39歳以下の各年齢階層が増加している。

また、職員の平均経験年数は、第4表のとおり、18.9年である。これを給料表別にみると、平均経験年数が最も長いのは研究職給料表の適用者で21.2年、最も短いのは医療職給料表(三)の適用者で14.2年となっている。

【説明資料 第1表参照】

■第2表 給料表別平均年齢

(単位：歳)

区分 給料表	平均年齢		
	令和3年4月	令和2年4月	増減
全給料表	40.8	41.1	△0.3
行政職給料表	42.7	43.0	△0.3
公安職給料表	38.2	38.2	0.0
教育職給料表(二)(ロ)	43.0	43.6	△0.6
教育職給料表(三)(イ)	39.8	40.4	△0.6
研究職給料表	43.9	43.7	+0.2
医療職給料表(一)	39.0	39.9	△0.9
医療職給料表(二)	41.9	41.9	0.0
医療職給料表(三)	36.9	39.5	△2.6

■第3表 年齢階層別職員構成比

(単位：%)

年齢階層	18～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55歳 以上
令和3年4月	8.8	13.8	13.5	11.3	10.5	12.7	13.2	16.3
令和2年4月	8.3	13.3	13.0	10.9	10.7	12.8	13.7	17.3
増減	+0.5	+0.5	+0.5	+0.4	△0.2	△0.1	△0.5	△1.0
参考 平成23年4月	4.7	8.6	9.2	11.5	12.0	17.1	21.7	15.3

■第4表 給料表別平均経験年数

(単位：年)

区分 給料表	平均経験年数		
	令和3年4月	令和2年4月	増減
全給料表	18.9	19.3	△0.4
行政職給料表	21.1	21.4	△0.3
公安職給料表	17.9	17.8	+0.1
教育職給料表(二)(ロ)	20.5	21.1	△0.6
教育職給料表(三)(イ)	17.3	17.9	△0.6
研究職給料表	21.2	21.0	+0.2
医療職給料表(一)	15.4	16.4	△1.0
医療職給料表(二)	17.6	17.7	△0.1
医療職給料表(三)	14.2	17.0	△2.8

(3) 学歴別職員構成

職員の学歴別構成は、第5表のとおり、大学卒が82.1%と最も多く、次いで高校卒12.5%、短大卒5.4%、中学卒0.0%の順となっている。

学歴別構成比を昨年と比べると、大学卒が0.7ポイント増加し、短大卒及び高校卒は減少している。

【説明資料 第2表参照】

■第5表 給料表別学歴別職員構成比

(単位：%)

区分 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒	
		増減		増減		増減		増減
全給料表	82.1	+0.7	5.4	△0.3	12.5	△0.4	0.0	0.0
行政職給料表	70.3	+1.8	9.3	△0.5	20.4	△1.3	—	—
公安職給料表	63.0	+0.7	3.9	0.0	33.1	△0.7	0.0	0.0
教育職給料表(二)(ロ)	96.1	+0.1	3.4	0.0	0.5	0.0	—	—
教育職給料表(三)(イ)	95.3	+0.5	4.7	△0.5	0.0	0.0	—	—
研究職給料表	99.6	0.0	—	—	0.4	0.0	—	—
医療職給料表(一)	100.0	0.0	—	—	—	—	—	—
医療職給料表(二)	94.6	+0.7	5.4	△0.7	—	—	—	—
医療職給料表(三)	98.8	+2.8	1.2	△2.8	—	—	—	—

(注) 「増減」は令和2年4月からの増減である。

(4) 平均給与月額

職員の本年4月における平均給与月額は、第6表のとおり、386,985円で、これを給料表別にみると、最も高いのは医療職給料表(一)の適用者(医師等)で820,804円、最も低いのは医療職給料表(三)の適用者で324,661円となっている。平均給与月額を昨年と比べると全体では0.5%(2,080円)減少しており、これを給料表別にみると、減少率が最も高いのは医療職給料表(三)の適用者となっている。

【説明資料 第3表参照】

■第6表 職員1人当たりの平均給与月額 (単位：円)

区分 給料表	平均給与月額			
	令和3年4月	令和2年4月	増減額	増減率
全給料表	386,985	389,065	△2,080	△0.5%
行政職給料表	375,377	377,389	△2,012	△0.5%
公安職給料表	368,603	367,748	+855	+0.2%
教育職給料表(二)(甲)	419,783	422,572	△2,789	△0.7%
教育職給料表(三)(イ)	389,110	392,238	△3,128	△0.8%
研究職給料表	405,930	406,452	△522	△0.1%
医療職給料表(一)	820,804	819,484	+1,320	+0.2%
医療職給料表(二)	369,977	366,528	+3,449	+0.9%
医療職給料表(三)	324,661	337,954	△13,293	△3.9%

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本人事業委員会は、本県の民間給与の実態を把握し職員給与と民間給与との比較を行うため、人事院及び広島市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の1,221の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法(調査事業所が特定の業種や企業規模に偏ることがないように、幾つかのグループに区分し、それぞれのグループから無作為に選び出す抽出方法)によって抽出した343事業所について、令和3年

職種別民間給与実態調査（以下「民間給与実態調査」という。）を実施した。

なお、本年の調査は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑みて病院を調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係の22職種約13,000人及び研究員、教員等の32職種約600人について、各民間企業における本年4月分として支払われた給与月額及び給与改定の状況等を詳細に調査した。

本年の調査完了率は、各事業所の協力を得て、82.7%となっており、調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものとなっている。

【説明資料 第13表参照】

(2) 給与改定等の状況

民間における給与改定等の状況は、第7表及び第8表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は28.5%（昨年30.8%）であり、昨年に比べ2.3ポイント減少している。また、定期昇給を実施した事業所の割合は90.5%（同89.9%）であり、昨年に比べ0.6ポイント増加している。

■第7表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

区分 役職段階		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
		係員	令和3年調査	28.5	18.3
	令和2年調査	30.8	11.6	1.4	56.1
課長級	令和3年調査	21.2	17.0	1.1	60.7
	令和2年調査	23.6	11.5	1.1	63.8

（注） ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

■第8表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

区 分 役職段階		定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			昨年と比較して昇給額が					
			増額	減額	変化なし			
係 員	令和3年調査	90.5	90.5	13.4	9.6	67.6	—	9.5
	令和2年調査	92.2	89.9	20.5	21.8	47.7	2.3	7.8
課長級	令和3年調査	80.8	79.3	11.7	7.2	60.4	1.5	19.2
	令和2年調査	82.2	79.5	15.0	17.2	47.3	2.7	17.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

(3) 初任給の状況

民間における初任給の改定状況は、第9表のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で34.5%（昨年30.5%）、高校卒で19.9%（同17.6%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で38.7%（同40.8%）、高校卒で36.4%（同35.8%）であり、昨年に比べ大学卒は2.1ポイント減少し、高校卒は0.6ポイント増加している。一方、据え置いた事業所の割合は大学卒で61.3%（同56.6%）、高校卒で62.0%（同61.7%）であり、それぞれ昨年に比べ大学卒は4.7ポイント、高校卒は0.3ポイント増加している。

【説明資料 第14表，第15表参照】

■第9表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

区 分 学 歴		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	令和3年調査	34.5	(38.7)	(61.3)	—	65.5
	令和2年調査	30.5	(40.8)	(56.6)	(2.6)	69.5
高 校 卒	令和3年調査	19.9	(36.4)	(62.0)	(1.6)	80.1
	令和2年調査	17.6	(35.8)	(61.7)	(2.5)	82.4

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである（事業所単位による集計）。
2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

人事統計調査及び民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所の従業員においては公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の本年4月の給与額を対比させ、精密に比較したところ、第10表のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均87円（0.02%）上回っている。

【説明資料 第3表、第16表、第17表参照】

■第10表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差((A)-(B)) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
381,147 円	381,234 円	△87円 (△0.02%)

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢階層別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである（ラスパイレス方式）。
 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から、時間外手当、通勤手当及びこれらに相当する手当を除いたものである。
 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者5,832人から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた5,605人（平均年齢43.4歳）である。

(2) 特別給

民間給与実態調査の結果によると、第11表のとおり、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は所定内給与月額の4.31月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の平均年間支給月数（4.45月）が民間事業所の特別給を0.14月分上回っている。

【説明資料 第18表参照】

■第11表 民間における特別給の支給状況

区 分	特別給の支給割合
下 半 期	2.12 月分
上 半 期	2.19 月分
年 間 計	4.31 月分

(注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

4 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省の令和2年地方公務員給与実態調査によれば、令和2年4月1日における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県職員の給料月額を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、国家公務員の俸給水準を100とした場合の本県のラスパイレス指数は101.2(平成31年100.1)であり、前年に比べ1.1ポイント増加している。

なお、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数は100.0(同100.0)であり、前年と同水準となっている。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数(全国)は、昨年4月に比べ0.4%の減となっている。

また、同局の家計調査における本年4月の消費支出(二人以上の世帯・全国)は、昨年4月に比べ12.4%の増となっている。

次に、上記家計調査等を基礎として算定した本年4月の世帯人員別(2人世帯から4人世帯まで)の標準生計費は、第12表のとおりとなっている。

【説明資料 第25表、第26表参照】

■第12表 標準生計費

区 分	標 準 生 計 費		
	2人世帯	3人世帯	4人世帯
全 国	192,350円	205,820円	219,300円
広 島 市	165,504円	177,548円	189,597円

6 人事院の給与勧告等

人事院は、本年8月10日、国会と内閣に対し、国家公務員に係る「職員の給与に関する報告」及び「公務員人事管理に関する報告」を行い、あわせて、給与の改定についての勧告を行った。

この中で、月例給については、民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、改定を行わないこ

ととされ、特別給については、民間の支給状況等を考慮して期末手当の支給月数を0.15月引き下げることとされた。

次に、「公務員人事管理に関する報告」については、人材の確保及び育成、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援、良好な勤務環境の整備並びに定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進について報告された。

さらに、人事院は、同日、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」を行った。

これらの概要については、別添資料のとおりである。

7 結び

(1) 令和3年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

職員の給与の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりであり、職員給与と民間給与との比較結果及び人事院の勧告の内容等を総合的に勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

ア 月例給

本年の職員給与が民間給与を87円上回っているものの、職員給与と民間給与との較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、本年は改定を行わないことが適当である。

イ 特別給

期末手当及び勤勉手当については、現行の職員の年間支給月数（4.45月）が民間事業所における賞与等の特別給（4.31月分）を上回っていることから、年間の支給月数を0.15月分引き下げ、4.30月とする必要がある。

支給月数の引下げ分は、国の改定状況や民間事業所における特別給の配分状況を参考にして、期末手当から差し引くこととし、本年度については、3月期の期末手当から差し引き、令和4年度以降においては、6月分と12月分の期末手当をそれぞれ0.075月分引き下げる必要がある。

また、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当につ

いても、国家公務員の改定に準じて改定する必要がある。

ウ 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく特別給の改定については、職員の給与水準を引き下げる内容であるため、国家公務員の改定に準じて、本年4月に遡及することなく、この改定を実施するための条例の公布の日から実施することが適当である。なお、令和4年度以降の特別給の改定については、令和4年4月1日から実施することが適当である。

(2) 給与制度をめぐる諸課題

ア 定年引上げに伴う今後の給与制度の見直し

本年、政府は定年の引上げに伴い、当分の間の措置として60歳を超える国家公務員の給与水準を60歳前の7割に設定する一方、給与水準が60歳前後で連続的なものとなるよう、給与制度について、人事院において行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額等についての検討の状況を踏まえ、定年の段階的な引上げが完成するまでに所要の措置を順次講ずることとされている。

本県においても、60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、本県の昇給制度の実態等を踏まえつつ、国の動向に合わせて、今後の給与制度の見直しについて検討を行う必要がある。

イ 会計年度任用職員の期末手当

会計年度任用職員の期末手当については、常勤職員の例により常勤職員の期末手当と同じ支給月数としているところであるが、会計年度任用職員には勤勉手当が措置されていない状況を勘案し、当分の間、常勤職員の特別給の改定率を考慮して支給月数を定めることが適当である。

(3) 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度

が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本人事業委員会は、本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえた特別給の引下げを求めるものである。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託に応えるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

勸告

勸 告

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

1 令和3年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号）の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

ア 令和4年3月期

期末手当の支給割合を0.2月分（再任用職員にあつては、0.1月分）とすること。

イ 令和4年6月期以降

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.575月分）とし、3月に支給される期末手当の支給割合を0.35月分（再任用職員にあつては、0.2月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.825月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.475月分）とし、3月に支給される期末手当の支給割合を0.35月分（再任用職員にあつては、0.2月分）とすること。

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

ア 令和4年3月期

期末手当の支給割合を0.25月分とすること。

イ 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.45月分とし、3月に支給される期末手当の支給割合を0.35月分とすること。

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年広島県条例第1号）の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

ア 令和4年3月期

期末手当の支給割合を0.25月分とすること。

イ 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.45月分とし、3月に支給される期末手当の支給割合を0.35月分とすること。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(1)のイ、(2)のイ及び(3)のイについては、令和4年4月1日から実施すること。

(2) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講じること。

人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

1 人材の確保・育成等

(1) 多様で有為な人材の確保

本県では、これまで、試験制度の見直しや積極的な広報活動の展開を通じ、幅広い層から意欲のある人材の確保を進めてきた。全国的に公務員の人材確保が依然として厳しい状況にある中、令和3年度の大学卒業程度試験においては、行政（一般事務A）等では、前年度を上回る受験者を確保することができ、これまでの取組による一定の成果も現れている。

一方で、過去数年の受験者数の推移をみると全体として減少しており、また、一部の技術系職種については人材確保が困難な状況が続いている。今後の若年人口の減少の進展やデジタル人材などの単独で育成が困難な人材の確保を進めることなどを踏まえれば、本県の職員採用を取り巻く環境は引き続き厳しいものと想定される。

こうした状況下においても、広島をより良くしたいという意欲と志を持つ人材を確保していくことができるよう、各任命権者とも連携し、試験制度の研究・改善を行うとともに、採用される職員の有する経験をより適切に処遇に反映することが重要である。

また、任期付職員の採用等で外部人材を確保し、必要な民間の知見を積極的に公務に取り入れていくことも重要である。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした、民間企業を含めて採用活動の見直しが進んでいることから、こうした変化にも対応して、選ばれる組織となるよう、オンライン説明会やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用した効果的な広報活動等を展開していく必要がある。

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法においては、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた実績を把握した上で人事評価を行い、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとされている。

各任命権者においては、人事評価制度に関し、階層別研修を通じた効果的な目標設定方法の周知、評価者研修を通じた管理職員の評価スキルの向上、標準職務遂行能力の職員への理解浸透を図る取組など、制度の実効性を高めるための改善に努めているところである。

定年が今後段階的に引き上げられ、職員構成の高齢化や職員の在職期間の長期化が進行する中において、職員の士気を高め、組織活力を維持していくためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用していくことが求められる。

各任命権者においては、引き続き、制度の運用状況を適切に検証しながら、客観的で透明性の高い人事管理を進めていくことが重要である。

(3) 人材育成

本県を取り巻く環境が絶えず変化する中、本県の目指す姿の実現に向けた施策を効果的に進めていくためには、限られた経営資源を最大限活用して、高度化・複雑化する行政課題等に対応できる多様な人材を育成するとともに、組織全体のパフォーマンスを向上していくことが求められる。

各任命権者においては、職員の意欲的な能力開発に結び付くOJT、課題解決に向けた知識・スキルを効果的に習得・定着させるOff-JT、他団体との人事交流等を通じ、採用から退職まで計画的な人材育成により個々の職員の能力を最大化させるとともに、管理監督層のマネジメント力向上を図り、職員の多様な能力や個性が生かされる組織風土の形成に取り組んでいる。

こうした取組を効果検証の上、人材育成の効果を高めていくとともに、オンライン方式の活用により、テレワークの増加など働き方の多様化にも

対応した効果的なO J TやO f f - J Tを進めていくことが必要である。

(4) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり

人口減少や少子高齢化，グローバル化の進展や新型コロナ危機など，本県を取り巻く環境は日々変化し，県職員が向き合う行政課題は多様化・複雑化している。こうした変化に対応し，行政ニーズに応えていくためには，従来どおりの視点や画一的な考え方ではなく，新しい視点や多様な背景を持った職員が協力し，課題解決に取り組んでいくことが求められる。

(女性の活躍の推進)

各任命権者においては，特定事業主行動計画を定めて取組を進めており，これまでに，女性登用などの面において一定の成果に結びついているところである。

知事部局，教育委員会等においては令和2年度から，警察本部においては令和3年度からの特定事業主行動計画を策定したところであり，定めた目標の達成に向けて，今後も着実に取組を進めていくことが必要である。

(障害者雇用の推進)

障害のある人が自らの能力を発揮し，障害特性に応じて活躍できる社会を実現していくことが重要であり，障害者雇用の推進することは各任命権者の責務である。

令和3年度からは，新たに常勤職員として知的障害者及び精神障害者の採用を行ったところである。各任命権者においては，障害の状況に応じた合理的配慮のあり方などについて個別に検討の上，障害者が，職場においてその能力を十分に発揮できる環境を具体的に整えていく必要がある。

(会計年度任用職員の勤務環境等の整備)

会計年度任用職員制度については，令和2年4月に制度を導入し，各

任命権者において制度運用が行われているところである。

今後もそれぞれの職の状況を適切に把握し、他の都道府県や国の非常勤職員との均衡を踏まえつつ、意欲を持って働くことのできる環境等を整えていくことが必要である。

性差、障害の有無、各々が抱える事情や勤務形態の違いなどはもとより、そもそも職員一人一人の属性、背景、価値観や考え方は異なっている。後述する働き方改革の取組の推進などを通じて、この差異を組織内の多様性として互いに認め合い、活かしていくことで、組織全体のパフォーマンスを向上させ、多様化・複雑化する行政課題の解決に結び付けていくことが重要である。

2 働き方改革と勤務環境の整備

公務において、組織の活力を維持・向上させるためには、時間外勤務の縮減や両立支援の取組などの働き方改革を推進することにより、公務内の全ての職員が従来型の働き方に関する価値観などを改め、それぞれの能力や経験等を十分に発揮して活躍し、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすワーク・ライフ・バランスの実現を図る必要がある。

また、昨年来、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、官民を問わず、テレワークや時差出勤など柔軟な働き方が広がり始めていることから、本県においても、こうした状況を踏まえながら勤務環境の整備を進めていく必要がある。

(1) 時間外勤務の縮減等

ア 時間外勤務の縮減については、職員の健康保持の観点からも優先的に取り組んできた重要な課題であり、これまでも、経営戦略会議などを中心として行われている管理監督者を主体としたマネジメント面での取組が推進されるとともに、予算関連業務の見直しなどの業務改善面での取組も進められているところである。

令和2年度の時間外勤務は、教育委員会と警察本部において前年度よ

り減少したが、知事部局では、新型コロナウイルス感染症対策業務などのため、前年度より増加した。

知事部局では、新型コロナウイルス感染症対策の業務を担う職員について、長時間勤務を是正するために大規模な対策が実施されたものの、結果として、長時間勤務が常態化している。

人事委員会規則では、大規模災害への対応その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する特例業務に従事する職員について、任命権者が上限を超えて時間外勤務を命じることができることとしているが、その場合であっても、上限を超える時間外勤務は必要最小限とするとともに、職員の健康の確保に最大限の配慮を行わなければならないものである。

上限を超える時間外勤務が行われる状況においては、職員の心身の健康への影響が懸念されることから、医師による面接指導等の徹底や勤務間インターバル制度による休息時間の確保など、職員の健康に最大限配慮する必要がある。

また、職員の健康に配慮する観点からすれば、長時間勤務の常態化を早急に是正することが必要である。

長時間勤務の常態化、特に上限を超える時間外勤務の常態化を是正するためには、徹底した業務の精選・合理化等を行い、それでもなお、恒常的に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない場合は、業務量に見合った人員配置を行う必要がある。

本人事委員会としては、上記の考えを踏まえて、今後も、各任命権者において、時間外勤務の上限規制が適切に運用されるよう、各任命権者に対し必要な指導及び助言を行っていく。特に、知事部局については、長時間勤務の常態化が早急に是正されるよう、状況を注視しつつ、必要な指導及び助言を行っていく。

イ また、本人事委員会は、教員の長時間労働が課題となっていることを踏まえ、教育委員会に対し引き続き学校における働き方改革を進めることを求めているところである。

令和2年度における県立学校教員の長時間労働の状況については、前年度と比較して一定の改善はみられるものの、依然として多くの教員が長時間労働を行っている。

教育委員会では、令和2年に、教育職員の時間外在校等時間の上限を原則、月45時間、年360時間とすることなどを定めた「県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則」を制定し、併せて、「県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定するとともに、「学校における働き方改革取組方針」を改定して、令和4年度までの目標を定め、学校における働き方改革に関する取組を進めているところである。

今後、より一層の教員の負担軽減につなげ心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進していくため、引き続き、教員の勤務実態を十分に把握した上で、「県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」などに基づき、長時間労働の解消に向けた学校における働き方改革を着実に進め、勤務環境を改善していく必要がある。

ウ さらに、「仕事以外の生活の充実」の視点からは、年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、民間労働法制を踏まえた年5日の確実な取得、週休日や夏季休暇等と連続した取得など、計画的な年次有給休暇の取得促進の取組を行っているところである。今後も、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に引き続き積極的に取り組む必要がある。

(2) 両立支援の取組の推進

ワーク・ライフ・バランスを図る観点から、育児や介護に責任を有する職員が仕事と生活を両立しながら勤務できる環境を整備することは重要であり、育児に関しては、各任命権者とも、特定事業主行動計画に基づき、様々な取組を進めてきたところである。

知事部局及び教育委員会においては、令和2年度に行った取組の成果と課題を検証し、検証結果を踏まえて、計画に掲げる目標の達成に向けた取

組を着実に進めていく必要がある。

警察本部においては、前計画における課題を踏まえ、本年度から令和7年度末までを計画期間とする新たな計画が策定され、これに基づく取組が進められているところであり、計画に掲げる目標の達成に向け、取組を進めていく必要がある。

中でも、男性職員の育児休業については、各任命権者において取得を促進する取組が行われているものの、警察本部と教育委員会では取得率が低い水準に留まっており、職場環境により取得率に差が生じている状況である。

国においては、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援制度の拡充に向けた動きがあり、その中で育児休業の取得回数制限の緩和に併せて、期末手当及び勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないように措置される場所である。

本県においても、男性職員の育児休業の取得を促進するため、各職場の実情に応じて取得しやすい環境整備を進めるとともに、国に準じて期末手当及び勤勉手当における所要の措置を講じる必要がある。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新しい働き方の推進

コロナ禍において、「新しい生活様式」に対応した新たな働き方が求められる中、各任命権者において、業務効率化や両立支援の観点を踏まえ、県庁働き方改革や広島県行政デジタル化推進アクションプランなどにより、WEB会議やテレワークの推進など、様々な取組が進められている。

今後、紙書類を前提とした業務慣行を改め、ペーパーレス化・ペーパーストックレス化の促進やコミュニケーションツールの充実を図るなど、勤務環境のデジタル化に向けた取組を行うことにより、テレワーク等の柔軟な働き方をより一層推進していく必要がある。

3 職員の健康管理等

(1) 職員の健康管理

職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要である。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、研修内容の見直しや専門職員の配置など、各任命権者において様々な取組を推進しているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者、休職者の数や割合は、依然として高い水準にある。とりわけ、精神疾患については、再発するケースが多いことから、再発防止のためにも、予防や早期発見・早期対応の観点に立ったメンタルヘルス対策がなお一層必要となっている。

また、ストレスチェック制度については、各所属における職員の心の不調の未然防止に資するよう、制度趣旨を職員に十分周知するとともに、集団分析結果の有効活用を図っていく必要がある。

(2) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げ、職場の運営にも支障をもたらすとともに、職員の心身の健康に支障を及ぼす要因となり得るものである。

各任命権者においては、これまで相談窓口の設置や職員の意識啓発に取り組んできたが、昨年6月には、パワー・ハラスメント防止対策の法制化を踏まえ、パワー・ハラスメントの防止に係る要綱の整備等を行うとともに、「懲戒処分の指針」の改正などを行っており、職員による相談件数が増加しているところである。

こうした状況も踏まえ、研修等により職員に対する周知・啓発を図るなど、ハラスメントのない職場環境づくりに今後より一層努め、予防・解決に向けて取り組んでいく必要がある。

(3) 長距離・長時間通勤の解消

職員の長距離・長時間通勤については、職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、各任命権者において解消に向けた様々な取組が行われてきており、近年は概ね横ばい傾向となっている。

各任命権者においては、効率的な公務運営と適材適所の配置とのバランスのとれた人事管理施策を行う中で、より一層、職員が健康で意欲的に職務に取り組むことができるよう、長距離・長時間通勤の実態を把握・分析し、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な方策により、長距離・長時間通勤の解消に向けて取り組む必要がある。

4 高齢層職員の雇用と定年引上げ

地方公務員の定年の引上げに関して、国家公務員法等改正案が本年4月に国会に提出され、継続審議とされていた地方公務員法改正案とともに本年6月に成立し、令和5年4月から施行されることとなった。

高齢層職員の能力と経験を活用し、令和5年度からの定年の引上げに係る諸制度の円滑な導入を図るため、地方公務員法に規定する均衡の原則を踏まえて、組織全体としての活力を維持する役職定年制、中長期的な観点に立った採用その他の人事管理、給与に関する措置等について早急に検討するなど、所要の準備を進めていく必要がある。

また、地方公務員法の改正に伴い、定年前再任用短時間勤務の制度が設けられるとともに、暫定再任用制度が経過措置されており、今後も再任用職員の増加が想定されることから、各任命権者においては、意欲と能力のある再任用職員を適切に配置し、その能力や経験が最大限発揮されるよう環境整備に努めていく必要がある。

5 不祥事防止に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で、多くの職員は、県職員としての使命を果たすべく、真摯に日々の職務に精励しているところである。

しかしながら、依然として職員によるわいせつ・セクハラ事案は後を絶たず、横領事案や薬物使用事案など重大な非違行為が発生しており、このような状況は、公務員、ひいては公務全体に対する信頼を大きく揺るがすものであり、極めて遺憾である。

各任命権者においては、規範意識の確立に向けた取組を行っているところであるが、引き続き、事案毎に原因分析を行い、その結果に基づき、不祥事防止に向けた取組を続けていくことが重要である。

また、職員においては、一人一人が全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令遵守はもとより、高い倫理観のもと、県民の信頼と負託に応えていくことが必要である。

人事院の給与勧告等の概要

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率82.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △ 19円 (0.00%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳]

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月 [公務の支給月数 4.45月]

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275月(支給済み)	1.125月(現行1.275月)
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力のかん養を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日

說 明 資 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和3年人事統計調査の概要	1
第1表 職員の給料表別人員, 平均年齢及び平均経験年数	2
その1 給料表別人員, 平均年齢及び平均経験年数	2
その2 給料表別, 級別平均年齢	2
その3 給料表別, 年齢別人員分布	3
その4 給料表別, 級別, 年齢別人員分布	4
1 行政職給料表	4
2 公安職給料表	5
3 教育職給料表(□)(㍑)	6
4 教育職給料表(□)(イ)	7
5 研究職給料表	8
6 医療職給料表(一)	9
7 医療職給料表(二)	10
8 医療職給料表(三)	11
その5 給料表別, 級別平均経験年数	12
第2表 職員の給料表別, 学歴別, 性別人員構成比	12
第3表 職員の給与額	13
その1 職員1人当たりの給与種目別平均給与月額	13
その2 行政職給料表の経験年数別, 学歴別人員及び平均給料月額	14
第4表 職員の扶養手当の支給状況	15
第5表 職員の地域手当の支給状況	16
第6表 職員の住居手当の支給状況	17
第7表 職員の管理職手当の支給状況	18
第8表 職員の単身赴任手当の支給状況	18
第9表 職員の通勤手当の支給状況	19
第10表 給料表別, 級別, 号給別人員分布	20
その1 行政職給料表	20
その2 公安職給料表	22
その3 教育職給料表(□)(㍑)	24
その4 教育職給料表(□)(イ)	26
その5 研究職給料表	28
その6 医療職給料表(一)	30
その7 医療職給料表(二)	32
その8 医療職給料表(三)	34
第11表 特定任期付職員給料表の号給別人員分布	36
第12表 再任用職員の給料表別, 級別, 年齢別人員分布	36
その1 フルタイム勤務職員	36
その2 短時間勤務職員	36

2 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要	37
第13表 企業規模別調査事業所数	38
その1 産業別，企業規模別調査事業所数	38
その2 地域別，企業規模別調査事業所数	38
第14表 職種別，学歴別，企業規模別初任給	39
第15表 民間における初任給の改定状況	40
第16表 企業規模別，職種別，学歴別給与額等	41
その1 給与比較の対象職種	41
1 企業規模計	41
2 企業規模500人以上	43
3 企業規模100人以上500人未満	45
4 企業規模100人未満	47
その2 給与比較の対象外職種	49
第17表 職種に対応する級（行政職給料表）	50
第18表 民間における特別給の支給状況	51
第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	51
第20表 民間における家族手当の支給状況	52
第21表 民間における在宅勤務手当の支給状況	52
その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況	52
その2 在宅勤務手当の支給の検討状況	52
第22表 民間における定年制の状況	53
第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	53
第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち，60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	53

3 生計費及び労働経済関係資料

令和3年4月の標準生計費算定方法の概要	54
第25表 広島市における費目別，世帯人員別標準生計費	54
第26表 労働経済指標	55

1 職員給与関係資料

令和3年人事統計調査の概要

1 目的と時期

職員の給与を検討するため、令和3年4月1日現在における職員給与等の実態を調査したものである。

2 対象者

「職員の給与に関する条例」、「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の適用者等

(給料表別の主な職種等)

- ・行政職給料表 : 他の給料表の適用を受けない全ての職員
- ・公安職給料表 : 警察官
- ・教育職給料表(二)(ロ) : 高等学校及び高等部を置く特別支援学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員
- ・教育職給料表(三)(イ) : 中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員
- ・研究職給料表 : 試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員
- ・医療職給料表(一) : 病院等に勤務する医師及び歯科医師
- ・医療職給料表(二) : 保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師等
- ・医療職給料表(三) : 保健所等に勤務する保健師等

3 調査事項

(1) 職員の年齢、学歴等に関する事項

年齢、学歴、性別、経験年数等

(2) 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当等

4 集計結果の概要

第1表から第12表のとおり

※第1表から第10表までは、再任用職員、特定任期付職員等は含まれない。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入、職員1人当たりの平均値は小数点以下を四捨五入しているため、内訳の合計と計が一致しない場合がある。

第1表 職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数

その1 給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	適 用 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	平 均 経 験 年 数 (年)
全 給 料 表	23,326	40.8	18.9
行 政 職 給 料 表	5,832	42.7	21.1
公 安 職 給 料 表	5,152	38.2	17.9
教 育 職 給 料 表 (二)(ロ)	3,920	43.0	20.5
教 育 職 給 料 表 (三)(イ)	7,878	39.8	17.3
研 究 職 給 料 表	271	43.9	21.2
医 療 職 給 料 表 (一)	45	39.0	15.4
医 療 職 給 料 表 (二)	147	41.9	17.6
医 療 職 給 料 表 (三)	81	36.9	14.2

その2 給料表別，級別平均年齢

級 給料表	級										
	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行 政 職 給 料 表	42.7	26.8	35.0		48.4	53.8	54.7	55.6	55.2		
公 安 職 給 料 表	38.2	22.1	27.1		33.1	41.1	48.0	53.4	51.0	55.5	56.6
教 育 職 給 料 表 (二)(ロ)	43.0	45.0	42.0	51.5	55.3	57.1					
教 育 職 給 料 表 (三)(イ)	39.8	—	37.7	51.3	52.2	56.5					
研 究 職 給 料 表	43.9	—	29.5		47.1	54.6	57.0				
医 療 職 給 料 表 (一)	39.0	27.9	32.4		44.0	56.1					
医 療 職 給 料 表 (二)	41.9	29.3	34.1		47.8	54.7	57.7				
医 療 職 給 料 表 (三)	36.9	27.0	32.0		51.3	55.5	—				

その3 給料表別，年齢別人員分布

給料表 年齢	全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (㉔)(㉑)	教育職 給料表 (㉓)(㉒)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
18	31	12	19						
19	83	40	43						
20	61	22	39						
21	70	30	39		1				
22	518	112	122	45	233	3			3
23	632	133	119	65	306	3		1	5
24	648	132	119	71	314	4	1	2	5
25	605	138	107	80	267	3	1	3	6
26	723	135	147	94	331	5	2	4	5
27	593	121	115	97	240	9	3	4	4
28	643	135	136	103	264	1	2	2	
29	651	123	139	120	253	7	3	2	4
30	616	84	152	119	240	7	1	8	5
31	610	117	117	108	250	7	2	5	4
32	665	106	196	120	224	7	5	5	2
33	637	128	160	117	216	9	2	3	2
34	611	98	180	100	222	5		4	2
35	538	90	171	86	180	3	1	7	
36	536	71	186	82	182	9	1	4	1
37	551	78	210	94	158	5		3	3
38	527	96	195	72	154	6		4	
39	477	77	206	56	131	2	1	3	1
40	467	101	183	61	117	3		2	
41	503	112	189	71	124	1	3	3	
42	489	121	179	69	110	6		4	
43	503	145	179	54	110	9	2	3	1
44	482	140	140	74	115	8	1	4	
45	535	170	120	92	143	3	1	4	2
46	578	191	144	102	128	9	1	3	
47	635	252	121	83	161	10		8	
48	623	251	111	88	158	9	1	4	1
49	597	222	89	96	174	8	2	5	1
50	571	209	76	93	168	11	1	10	3
51	585	207	67	96	199	10		3	3
52	632	239	70	90	209	17		4	3
53	676	262	71	121	211	8			3
54	625	202	66	122	216	13		4	2
55	696	197	66	181	235	11	1	3	2
56	798	191	90	209	284	12	1	9	2
57	802	199	101	191	291	14	2	2	2
58	760	176	73	212	279	12	2	4	2
59以上	743	167	100	186	280	2	2	4	2
計	23,326	5,832	5,152	3,920	7,878	271	45	147	81

その4 給料表別、級別、年齢別人員分布

1 行政職給料表

年齢 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
18	12							12
19	40							40
20	22							22
21	30							30
22	112							112
23	133							133
24	132							132
25	138							138
26	135							135
27	121							121
28	135							135
29	58	64		1				123
30	23	61						84
31	8	109						117
32	7	99						106
33	4	124						128
34	8	90						98
35	3	87						90
36	2	63	6					71
37	2	70	6					78
38	2	75	19					96
39	1	17	59					77
40	5	17	78		1			101
41	4	13	95					112
42	4	13	103			1		121
43	2	13	129				1	145
44	6	10	119	4	1			140
45	1	8	156	5				170
46	5	3	173	8	1	1		191
47	2	11	216	18	4	1		252
48	3	4	215	24	4	1		251
49	4	2	173	31	12			222
50	2	5	154	41	6	1		209
51	4	4	129	52	15	3		207
52	3	1	157	67	11			239
53	4	7	143	81	24	2	1	262
54	1	3	92	71	28	7		202
55	2		90	65	29	8	3	197
56	2		78	72	27	10	2	191
57	3	2	73	73	28	17	3	199
58	1	3	62	62	29	16	3	176
59以上	19		51	64	29	4		167
計	1,205	978	2,576	739	249	72	13	5,832

2 公安職給料表

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
18	19									19
19	43									43
20	39									39
21	39									39
22	122									122
23	117		2							119
24	34	85								119
25	8	95	4							107
26	10	125	12							147
27	3	97	14	1						115
28	2	117	17							136
29	3	101	34	1						139
30	4	59	87	1			1			152
31		15	98	4						117
32	2	4	181	9						196
33		2	144	14						160
34		2	139	39						180
35		1	99	70	1					171
36			78	106	2					186
37		1	70	134	5					210
38			37	155	3					195
39			25	176	5					206
40			3	156	22	2				183
41				136	45	4	3	1		189
42			1	112	62	4				179
43				105	63	4	7			179
44				63	59	8	10			140
45				54	45	5	16			120
46				45	76	7	16			144
47				40	58	5	18			121
48				30	64	6	11			111
49				24	44	4	17			89
50				15	41	4	16			76
51				19	20	16	10	2		67
52				18	24	12	16			70
53				20	24	8	12	5	2	71
54				15	19	14	11	5	2	66
55				11	19	18	8	7	3	66
56				6	34	21	19	4	6	90
57				7	40	33	13	5	3	101
58				3	28	24	11	2	5	73
59				8	30	30	18	9	5	100
計	445	704	1,045	1,597	833	229	233	40	26	5,152

3 教育職給料表(ロ)(ア)

年齢 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
20						
21						
22		45				45
23		65				65
24		71				71
25		80				80
26		94				94
27		97				97
28		103				103
29		120				120
30		119				119
31		108				108
32		120				120
33		117				117
34		100				100
35		86				86
36		82				82
37		93	1			94
38		71	1			72
39		56				56
40		59	2			61
41		71				71
42		66	3			69
43		50	4			54
44		70	4			74
45	1	87	4			92
46		98	3	1		102
47		82	1			83
48		86	1	1		88
49		90	5	1		96
50		85	7	1		93
51		85	5	6		96
52		79	4	6	1	90
53		96	9	13	3	121
54		103	4	12	3	122
55		144	8	24	5	181
56		155	10	27	17	209
57		149	6	15	21	191
58		170	7	15	20	212
59		149	6	11	20	186
計	1	3,601	95	133	90	3,920

4 教育職給料表(三)(イ)

年 齢 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
20						
21		1				1
22		233				233
23		306				306
24		314				314
25		267				267
26		331				331
27		240				240
28		264				264
29		253				253
30		240				240
31		250				250
32		224				224
33		216				216
34		221		1		222
35		179		1		180
36		182				182
37		158				158
38		154				154
39		129	1	1		131
40		116		1		117
41		121		3		124
42		109		1		110
43		105	1	4		110
44		108	1	6		115
45		130		13		143
46		108	2	17	1	128
47		145	3	13		161
48		136	6	15	1	158
49		133	7	33	1	174
50		115	7	42	4	168
51		137	6	48	8	199
52		137	7	53	12	209
53		141	5	46	19	211
54		137	4	46	29	216
55		147	2	38	48	235
56		176	1	45	62	284
57		187	2	21	81	291
58		179	3	21	76	279
59		160	4	27	89	280
計	0	6, 889	62	496	431	7, 878

5 研究職給料表

年 齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
22		3				3
23		3				3
24		4				4
25		3				3
26		5				5
27		9				9
28		1				1
29		7				7
30		7				7
31		7				7
32		7				7
33		9				9
34		4	1			5
35		1	2			3
36		3	6			9
37		1	4			5
38		1	5			6
39			2			2
40			3			3
41			1			1
42			6			6
43			9			9
44			8			8
45			3			3
46			9			9
47			9	1		10
48			9			9
49			5	3		8
50			10	1		11
51			7	3		10
52			12	5		17
53			5	3		8
54			3	9	1	13
55			5	6		11
56			4	8		12
57			5	7	2	14
58			3	8	1	12
59				1	1	2
計	0	75	136	55	5	271

6 医療職給料表(一)

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	計
24	1				1
25	1				1
26	2				2
27	3				3
28	2				2
29	3				3
30	1				1
31		2			2
32	2	3			5
33		2			2
34					
35		1			1
36			1		1
37					
38					
39			1		1
40					
41			3		3
42					
43			1	1	2
44			1		1
45			1		1
46			1		1
47					
48			1		1
49			2		2
50			1		1
51					
52					
53					
54					
55				1	1
56				1	1
57				2	2
58				2	2
59				1	1
60					
61					
62				1	1
63					
64					
計	15	8	13	9	45

7 医療職給料表(二)

年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計
20						
21						
22						
23	1					1
24	2					2
25	3					3
26	4					4
27	4					4
28	2					2
29	2					2
30	4	4				8
31	1	4				5
32		5				5
33		3				3
34		4				4
35	1	6				7
36	1	3				4
37		3				3
38	1	3				4
39		1	2			3
40		1	1			2
41	1		2			3
42			4			4
43			3			3
44			4			4
45			4			4
46			3			3
47			8			8
48	1		3			4
49			5			5
50			8	2		10
51			2	1		3
52			3	1		4
53						
54			2	2		4
55			1	1	1	3
56			4	5		9
57					2	2
58			2	2		4
59				1	3	4
計	28	37	61	15	6	147

8 医療職給料表(三)

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
20						
21						
22	3					3
23	5					5
24	5					5
25	6					6
26	5					5
27	4					4
28						
29	3	1				4
30	1	4				5
31	1	3				4
32		2				2
33		2				2
34	1	1				2
35						
36	1					1
37	1	2				3
38						
39	1					1
40						
41						
42						
43	1					1
44						
45			2			2
46						
47						
48			1			1
49			1			1
50			3			3
51			3			3
52			2	1		3
53			1	2		3
54			1	1		2
55			1	1		2
56				2		2
57				2		2
58			2			2
59				2		2
計	38	15	17	11	0	81

その5 給料表別, 級別平均経験年数

給料表 \ 級	級											
	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
行政職給料表	21.1	5.1	12.4		27.1	32.2	32.7	33.5	31.3			
公安職給料表	17.9	3.7	8.5		13.0	19.8	26.9	32.6	30.0	34.5	36.4	
教育職給料表(二)(ロ)	20.5	25.0	19.5	28.9	32.9	34.5						
教育職給料表(三)(イ)	17.3	—	15.3	28.6	29.6	33.6						
研究職給料表	21.2	—	6.6		24.5	31.8	33.8					
医療職給料表(一)	15.4	4.1	9.5		20.7	31.9						
医療職給料表(二)	17.6	3.7	9.9		23.6	31.1	34.7					
医療職給料表(三)	14.2	4.1	9.1		28.8	33.5	—					

第2表 職員の給料表別, 学歴別, 性別人員構成比

給料表 \ 区分	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	82.1	5.4	12.5	0.0	59.2	40.8
行政職給料表	70.3	9.3	20.4	—	63.8	36.2
公安職給料表	63.0	3.9	33.1	0.0	89.5	10.5
教育職給料表(二)(ロ)	96.1	3.4	0.5	—	52.6	47.4
教育職給料表(三)(イ)	95.3	4.7	0.0	—	39.3	60.7
研究職給料表	99.6	—	0.4	—	78.2	21.8
医療職給料表(一)	100.0	—	—	—	80.0	20.0
医療職給料表(二)	94.6	5.4	—	—	36.1	63.9
医療職給料表(三)	98.8	1.2	—	—	6.2	93.8

第3表 職員の給与額

その1 職員1人当たりの給与種目別平均給与月額

項目	給料表 全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職	
		給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)	
給料月額(円)	340,675	335,689	331,737	362,436	338,529	365,941	428,400	332,667	304,925	
給料調整額(円)	7,250	357	26	16,531	12,773	3,333	347	3,795	0	
扶養手当(円)	8,840	8,150	14,131	7,922	6,397	10,258	9,456	7,126	2,136	
地域手当(円)	15,265	17,753	16,602	15,836	11,999	16,323	72,068	11,722	12,472	
小計(円) (基準内給与)	372,031	361,950	362,496	402,724	369,699	395,855	510,270	355,310	319,533	
住居手当(円)	6,314	6,304	2,845	7,610	7,932	7,750	3,111	6,178	4,758	
管理職手当(円)	4,760	6,835	1,596	3,691	5,968	1,679	12,222	3,095	0	
その他の手当(円)	3,881	288	1,666	5,757	5,511	646	295,201	5,393	370	
合計(円) (給与月額)	386,985	375,377	368,603	419,783	389,110	405,930	820,804	369,977	324,661	
対前年比	給料月額(%)	99.3	99.2	100.1	99.2	99.1	99.8	98.7	99.5	95.5
	基準内給与(%)	99.3	99.3	100.2	99.2	99.1	99.6	98.5	99.7	95.7
	給与月額(%)	99.5	99.5	100.2	99.3	99.2	99.9	100.2	100.9	96.1

(注) 1 給料月額には、平成28年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。

2 その他の手当とは、初任給調整手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、義務教育等教員特別手当、単身赴任手当をいう。

その2 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員及び平均給料月額

学歴 区分 経験年数	大学卒		高校卒	
	人員 人	平均給料月額 円	人員 人	平均給料月額 円
1年未満	98	191,718	14	158,310
1年以上 2年未満	112	203,458	41	162,356
2年以上 3年未満	129	206,150	28	170,119
3年以上 4年未満	125	215,552	26	175,868
4年以上 5年未満	111	219,832	39	187,721
5年以上 6年未満	125	226,903	19	196,159
6年以上 7年未満	123	233,956	24	203,916
7年以上 8年未満	107	246,039	14	209,994
8年以上 9年未満	104	252,929	18	219,297
9年以上 10年未満	121	259,462	11	220,309
10年以上 11年未満	106	266,942	12	229,638
11年以上 12年未満	111	275,676	11	240,283
12年以上 13年未満	62	284,389	5	253,554
13年以上 14年未満	93	290,355	7	266,303
14年以上 15年未満	57	301,959	5	273,895
15年以上 16年未満	42	308,757	13	280,281
16年以上 17年未満	63	312,692	10	284,936
17年以上 18年未満	53	341,208	5	285,443
18年以上 19年未満	69	339,457	18	299,037
19年以上 20年未満	102	350,830	13	306,042
20年以上 21年未満	87	357,098	19	319,143
21年以上 22年未満	87	363,322	8	334,239
22年以上 23年未満	113	371,146	20	346,329
23年以上 24年未満	132	375,609	20	351,551
24年以上 25年未満	113	378,664	16	358,931
25年以上 26年未満	146	383,188	34	359,031
26年以上 27年未満	122	389,149	24	364,055
27年以上 28年未満	132	395,154	37	373,375
28年以上 29年未満	134	394,982	47	380,138
29年以上 30年未満	173	397,757	72	381,732
30年以上 31年未満	144	400,286	66	386,966
31年以上 32年未満	170	408,978	46	388,991
32年以上 33年未満	141	413,257	52	392,157
33年以上 34年未満	118	412,164	44	395,410
34年以上 35年未満	127	416,343	45	397,742
35年以上	248	413,713	302	403,004
計	4,100	330,545	1,185	337,570

第4表 職員の扶養手当の支給状況

給料表 区分		全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
受給者数		人 9,654	人 2,253	人 3,180	人 1,536	人 2,481	人 128	人 18	人 49	人 9
手当受給者 1人当たり 平均手当月額		円 21,360	円 21,098	円 22,894	円 20,216	円 20,313	円 21,719	円 23,639	円 21,378	円 19,222
扶 養 親 族 数	配偶者	人 5,166	人 1,174	人 2,204	人 711	人 975	人 70	人 17	人 13	人 2
	子	14,986	3,329	5,356	2,226	3,759	196	29	78	13
	上記 以外の者	323	90	38	74	119	—	—	2	—
	計	20,475	4,593	7,598	3,011	4,853	266	46	93	15
	うち 年齢加算 を受ける 子	4,152	1,211	946	738	1,139	73	5	34	6

(注) 年齢加算を受ける子とは、扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子のことである。

第5表 職員の地域手当の支給状況

区分	給料表 受給者数 及び平均 手当月額	全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
			給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)
受給者計	人数(人)	23,319	5,825	5,152	3,920	7,878	271	45	147	81
	平均額(円)	15,270	17,774	16,602	15,836	11,999	16,323	72,068	11,722	12,472
東京都 特別に 勤務者	人数(人)	28	26	2	—	—	—	—	—	—
	支給割合 18.7%	平均額(円)	63,028	63,957	50,958	—	—	—	—	—
医療職 給料表 (一) 適用者	人数(人)	45	—	—	—	—	—	45	—	—
	支給割合 16%	平均額(円)	72,068	—	—	—	—	72,068	—	—
大阪府 大に 勤務者	人数(人)	3	3	—	—	—	—	—	—	—
	支給割合 14.7%	平均額(円)	56,060	56,060	—	—	—	—	—	—
広島市 及び 安芸郡 中町 に勤 務者 支給 割合	人数(人)	7,514	3,444	2,605	1,088	248	98	—	9	22
	6.2%	平均額(円)	22,572	21,951	22,311	24,851	23,802	23,572	—	21,231
上を 除く 内 地 域 に 勤 務 者 支 給 合 比	人数(人)	15,725	2,350	2,543	2,832	7,630	173	—	138	59
	3.2%	平均額(円)	11,524	11,101	10,717	12,372	11,616	12,217	—	11,102
上以 外 地 域 に 勤 務 者	人数(人)	4	2	2	—	—	—	—	—	—
		平均額(円)	18,455	7,328	29,583	—	—	—	—	—

第6表 職員の住居手当の支給状況

区分	給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
	全給料表	給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)
受給者数	人 5,730	人 1,419	人 544	人 1,164	人 2,467	人 80	人 5	人 36	人 15
手当月額 11,000円以下の受給者	26	8	1	10	7	—	—	—	—
手当月額 11,100円以上 28,000円未満の受給者	3,018	635	207	617	1,505	29	—	17	8
手当月額 28,000円(上限) の受給者	2,686	776	336	537	955	51	5	19	7
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	円 25,655	円 25,868	円 26,542	円 25,630	円 25,330	円 26,254	円 28,000	円 25,228	円 25,693

借配偶者等 の居借住する	受給者数	人 21	人 4	人 17	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —
	1人当たり 平均 手当月額	円 13,005	円 14,000	円 12,771	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —

第7表 職員の管理職手当の支給状況

給料表		行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
全給料表		給料表	給料表	給料表	給料表	給料表	給料表	給料表	給料表
区分				(□)(□)	(□)(イ)		(一)	(二)	(三)
受給者数	人 1,903	人 585	人 110	人 273	人 917	人 6	人 5	人 7	人 —
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	円 58,345	円 68,137	円 74,773	円 53,004	円 51,270	円 75,833	円 110,000	円 65,000	円 —
支給区分	1種 〔本庁長〕	14	13	—	—	—	1	—	—
	2種 〔本部長〕	99	66	31	—	—	2	—	—
	3種 〔本課長〕	347	241	42	28	23	5	2	6
	4種 〔本担当監〕	768	97	37	133	499	1	—	1
	5種 〔学校総括事務長〕	566	59	—	112	395	—	—	—
	6種 〔学校事務長〕	109	109	—	—	—	—	—	—
手当が支給される主な職		本庁 局長, 部長, 課長, 担当監 地方機関 所長, 次長	警察本部 参事官, 課長 次席 警察署 署長, 副署長 次長	高等学校 特別支援学校 校長, 教頭	小中学校 校長, 教頭	総合技術研究所 センター長	本庁 局長 地方機関 所長	畜産事務所 所長 食肉衛生検査所 所長 動物愛護センター 所長	本庁 担当監

(注) 支給区分欄の〔 〕内は、各支給区分に該当する行政職給料表適用者の主な職を示す。

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

受給者数	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
人 370	円 34,319

(受給者数の内訳)

職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										
100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満	2,500km 以上
人 243	人 105	人 4	人 1	人 2	人 14	人 1	人 —	人 —	人 —	人 —

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区分	給料表 受給者数及び 平均 手当月額	全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
			給料表	給料表	給料表 (≡)(ロ)	給料表 (≡)(イ)	給料表	給料表 (→)	給料表 (→)	給料表 (→)
受給者計	人数(人)	20,204	4,956	3,745	3,647	7,424	230	6	128	68
	平均額(円)	14,250	19,025	8,005	16,839	12,252	22,913	9,661	34,339	22,967
交通機関等 のみを 利用する者	人数(人)	4,220	2,587	1,128	190	162	66	2	48	37
	平均額(円)	17,071	18,419	10,496	23,051	23,587	23,922	15,953	39,556	22,695
交通用具 のみを 使用する者	人数(人)	13,812	1,788	2,399	2,888	6,553	113	2	49	20
	平均額(円)	7,779	7,838	4,709	8,948	8,356	7,836	3,300	10,157	7,355
交通機関 等と交通 用具を 併用する者	人数(人)	2,172	581	218	569	709	51	2	31	11
	平均額(円)	49,921	56,147	31,377	54,812	45,668	55,014	9,730	64,484	52,268
駐車料金に 係る 受給者	人数(人)	254	124	28	39	57	5	—	1	—
	平均額(円)	2,221	2,242	1,362	2,340	2,510	2,350	—	2,000	—
自動車を 駐車する者	人数(人)	164	89	6	23	40	5	—	1	—
	平均額(円)	2,782	2,754	2,917	2,804	2,887	2,350	—	2,000	—
自転車等を 駐車する者	人数(人)	90	35	22	16	17	—	—	—	—
	平均額(円)	1,199	940	938	1,673	1,623	—	—	—	—

第10表 給料表別，級別，号給別人員分布

その1 行政職給料表

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1						205	60	10
2						34	8	
3						9	4	3
4					1	1		
5								
6								
7			11					
8			4					
9		12	74					
10			7					
11		1	16					
12			5					
13		40	47					
14			12					
15		1	24					
16			20	1				
17		20	11					
18		2	63					
19		7	10					
20			22					
21		21	21					
22		1	20	1				
23		3	52	1				
24		3	18	1				
25		14	17	4				
26		1	15	5				
27		22	26	5				
28		4	54					
29		98	13	6	1			
30		1	17	4				
31		15	10	5				
32		4	12	4				
33		107	38	15				
34		2	9	7				
35		22	18	17				
36		7	8	5	1			
37		116	50	23	1			
38		3	11	4	3			
39		20	15	19				
40		5	12	14	1			
41		104	42	29	4			
42		9	7	12	2			
43		26	11	39	1			
44		6	5	14	4			
45		95	29	24	10			
46		9	11	9	5			
47		24	29	44	12			
48		16	6	5	3			
49		90	18	40	8			
50		13	2	6	20			
51		26	9	57	36			
52		11		11	30			
53		80	2	44	44			
54		8	2	15	37			
55		13	3	45	54			
56		11	1	17	27			
57		6	1	37	52			
58		3	1	18	34			
59			2	49	37			
60		2	2	15	31			
61		3		60	12			
62			2	30	21			
63		3	1	69	17			
64				19	21			
65		3	1	50	18			
66		2		44	16			
67		1		39	11			
68		1	1	48	18			
69		1	2	31	8			
70		1		26	6			
71		3		32	11			
72		2	1	30	7			
73		1	2	82	8			
74		2	1	24	6			
75		3	2	33	7			
76		1		33	2			
77		2	2	48	5			
78		1	1	60	6			
79		2		19	4			
80		1		21	11			

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
81	1		31	6			
82	2		36	6			
83	3		62	8			
84	1		18	6			
85	3	1	37	39			
86	2	1	22				
87	2	1	66				
88	1		13				
89	5		53				
90	3		22				
91	1	1	58				
92	2	2	22				
93	42		63				
94		1	17				
95			50				
96		1	18				
97			60				
98			20				
99			49				
100		1	73				
101			12				
102			17				
103		1	16				
104			18				
105		1	254				
106							
107							
108							
109							
110							
111		1					
112							
113		5					
計	1,205	978	2,576	739	249	72	13
合計人員						5,832	

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。また、該当人員が0人の号給は空欄とした(以下第10表の各表において同じ。)

その2 公安職給料表

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1										
2										
3										
4								1		
5										
6										
7		19								
8										
9		3		2						
10		5								
11		9			1					
12										
13		29								
14										
15		11								
16										
17		27		4	1					
18		4								
19		5		1					1	
20		3		1						
21		30		8	1					
22		3								
23		76		1						
24		8	1	1						
25		42	86	12						
26		10	5							
27		10	12	2	1	2				
28		5	10	3						
29		95	72	13	1	1				
30		1	3	2	1	3				
31		19	20	2	5	1				
32		9	9	4						
33		1	90	23	4	1				3
34		3	9	4	1					4
35		3	10	7	4					6
36		2	17	5	2					4
37			74	71	4	1				2
38		1	11	13	3	2	1			2
39		1	23	27	7	1	1	2		1
40		1	17	30	6			2		2
41			68	52	27	2	1	1		1
42		1	7	24	16	2	1	2		
43			19	31	21	2	3	1		
44			21	33	19			3		
45		1	58	65	37	16	3	2		1
46		1	15	37	23	20		3		
47		2	17	41	39	27		1		
48			22	22	19	12	2	2	5	
49		1	1	66	32	22	1	5	13	
50		1	1	29	22	18	2	1		
51		1		31	38	27	2	3	4	
52		1		31	27	19	1		4	
53				42	58	15	3	9	5	
54				33	38	12		1	1	
55		1		38	57	18	4	5	2	
56				30	37	13	2	14	3	
57			1	29	42	21	1	16		
58			1	13	36	9	2	10	1	
59				24	52	22	1	12		
60				18	38	9		8		
61				13	49	15	3	8	1	
62				14	22	23	2	4		
63				18	57	20	2	10		
64				14	29	16		4		
65			2	17	58	15	3	9		
66			1	9	40	12		3		
67				20	40	21		9		
68				15	34	16		2		
69					33	20	2	6		
70					26	20		4		
71					25	31	1	6		
72					23	18	2	3		
73					28	34	2	4		
74					22	9		3		
75					27	30		6		
76					23	7	1	6		
77					20	22	1	1		
78			1		4	5	4	2		
79					14	14	3	2		
80					19	9	6	6		

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
81					13	12	4	1		
82					7	10	9	3		
83					10	9	5	1		
84					13	11	4	5		
85					14	11	22	21		
86					7	10	4			
87					9	12	22			
88					5	8	4			
89					11	10	27			
90					5	12	3			
91					10	8	11			
92					6	4	3			
93					15	61	48			
94					2					
95					7					
96					6					
97					10					
98					4					
99					8					
100					1					
101					7					
102					1					
103					4					
104					4					
105					6					
106					4					
107					7					
108					2					
109					5					
110					3					
111					3					
112					4					
113					6					
114					3					
115					7					
116					5					
117					7					
118					8					
119					7					
120					3					
121					9					
122					3					
123					4					
124										
125					9					
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
計		445	704	1,045	1,597	833	229	233	40	26
合計人員									5,152	

その3 教育職給料表(二)(ロ)

号給	級	1級	2級	特2級	3級	4級
1						
2						
3						
4						
5			46			
6			1			
7			8			
8			1			
9			53			
10						
11			9			
12			3			
13			50			
14			3			
15			11			
16			3			
17			58			
18			3			
19			11			
20			5			
21			76			
22			1			
23			19			
24			2			1
25			74			
26						3
27			18			
28			5			
29			81			2
30			1			2
31			22			7
32			5			5
33			83			10
34			5			8
35			32			12
36			10			3
37			78			37
38			6			
39			18			
40			9			
41			71			
42			1			
43			32	1		
44			11			
45			82	1		
46			8			
47			32			
48			9			
49			62			
50			2			
51			33		1	
52			17			
53			59	1		
54			6			
55			24	1		
56			10			
57			38	2		
58			9		2	
59			33	1	1	
60			9		1	
61			31	2	7	
62			6		3	
63			32	3		
64			11		9	
65			36	1	7	
66			7		6	
67			29		5	
68			9		6	
69			40	1	4	
70			9	1	6	
71			20	1	7	
72			11		8	
73			21	1	9	
74			15		12	
75			21		7	
76			12	1	7	
77			21	1	25	
78			7	2		
79			26			
80			15			

号給	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
81			27	1		
82			15			
83			23			
84			15			
85			28	2		
86			11	1		
87			19	1		
88			15	1		
89			21	1		
90			11	1		
91			15	2		
92			14	4		
93			32	7		
94			15	8		
95			18	4		
96			20	3		
97			24	1		
98			14	1		
99			29	1		
100			18	6		
101			28	2		
102			16	1		
103			22	4		
104			20	1		
105			37	2		
106			11			
107			11	1		
108			14	3		
109			25	2		
110			8	1		
111			21	3		
112			19	2		
113	1		30			
114			22	3		
115			29	2		
116			16			
117			33	2		
118			14			
119			33			
120			25			
121			33			
122			28			
123			29			
124			32			
125			32			
126			32			
127			37			
128			31			
129			48			
130			44			
131			66			
132			70			
133			118			
134			124			
135			93			
136			73			
137			70			
138			35			
139			21			
140			9			
141			11			
142			2			
143			1			
144						
145			7			
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	1	3,601	95	133	90	
					合計人員	3,920

その4 教育職給料表(三)(イ)

号給 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11		1			
12					1
13					
14					
15					
16					1
17		233			
18					2
19		13			1
20		5		1	1
21		288			1
22				1	4
23		16			18
24		5			35
25		281			36
26		1			31
27		18			33
28		12			29
29		237			36
30		2			21
31		31			18
32		13			34
33		275			22
34		3			20
35		30			15
36		12		1	13
37		205			59
38		4			
39		36		1	
40		13			
41		211		1	
42		4		1	
43		39			
44		24			
45		182			
46		8		1	
47		34			
48		22			
49		167			
50		9		1	
51		37		2	
52		23		3	
53		180	1	1	
54		8			
55		57		2	
56		23		4	
57		128		5	
58		13		2	
59		53		3	
60		33		1	
61		140		1	
62		17	1	4	
63		60		4	
64		27		3	
65		104		5	
66		22		4	
67		64		4	
68		22		3	
69		67	1	10	
70		22		5	
71		64		4	
72		26		10	
73		79	1	10	
74		16		12	
75		46		7	
76		19	1	21	
77		69	1	32	
78		12	1	17	
79		53		17	
80		29	1	38	

号給	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
81			74		23	
82			14	2	19	
83			52	2	21	
84			25	1	22	
85			51		33	
86			18	1	17	
87			45	3	21	
88			19	2	19	
89			55	1	18	
90			24	2	16	
91			26		12	
92			27	2	12	
93			48	3	21	
94			18	8		
95			38	4		
96			18	6		
97			44	2		
98			25			
99			32	1		
100			20			
101			28			
102			24			
103			31			
104			25	1		
105			41	2		
106			24	1		
107			34			
108			30	2		
109			39	2		
110			28	1		
111			38	2		
112			24			
113			38			
114			42	3		
115			38			
116			32			
117			33			
118			21			
119			34			
120			35			
121			27			
122			20			
123			35			
124			26			
125			26			
126			35			
127			26			
128			27			
129			31			
130			37			
131			41			
132			31			
133			41			
134			44			
135			28			
136			35			
137			51			
138			40			
139			40			
140			54			
141			78			
142			49			
143			93			
144			115			
145			132			
146			96			
147			123			
148			93			
149			62			
150			37			
151			21			
152			8			
153			10			
154			4			
155			2			
156						
157			12			
計		0	6,889	62	496	431
					合計人員	7,878

その5 研究職給料表

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		3			
6					
7					
8					
9		3			
10					
11					
12					
13		5			
14					
15					
16		1			
17		3			
18					
19		3			
20					
21		5			
22					
23		1	6		
24		1			
25		4			
26					
27			6		
28			1		
29		1	1		
30					
31		2	3		
32		2			
33		2			
34		1			
35			2		1
36			2		
37		7			1
38					2
39		1			
40		2	2		
41		4	1		1
42					
43		1			
44					
45		5	1		
46					
47		2			
48		2			
49		4	1	1	
50		1	1		
51				4	
52			1	4	
53		6	2	1	
54			5		
55		1		3	
56		2	2		
57			1	2	
58			3	1	
59				5	
60				3	
61			2	3	
62			5	2	
63				2	
64			1		
65			1	4	
66				3	
67			1		
68			1	2	
69			4		
70			3		
71				3	
72			1	1	
73			4	11	
74			3		
75			2		
76			2		
77			1		
78			8		
79			1		
80			2		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81			1		
82			3		
83					
84			5		
85					
86			3		
87			6		
88			2		
89			33		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	75	136	55	5
				合計人員	271

その6 医療職給料表(一)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	3			
10				
11				
12				
13	2	3		
14				
15				
16				
17	4	2		
18				
19				
20				
21	3	1		1
22				
23			1	
24	1			
25	1	1		
26				
27				
28				
29	1			
30				
31			1	
32				
33			1	
34				
35		1		
36				
37				
38				
39			1	
40				
41				
42				
43			1	
44				
45				
46				
47			1	
48				
49				
50				
51				1
52				
53				
54				
55			2	
56				
57				1
58				1
59			1	
60				1
61				1
62				1
63				
64				
65				2
66			1	
67				
68				
69			1	
70				
71				
72				
73				
74				
75			2	
76				
77				
78				
79				
80				

級	1 級	2 級	3 級	4 級
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	15	8	13	9
			合計人員	45

その7 医療職給料表(二)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12			1		
13					
14					
15		1			
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23		1			
24					
25		1			
26		2			
27		4			
28			1		
29	1	2			1
30		1			
31		2	1		
32		1			1
33	1				
34			1		2
35		1			1
36					1
37	1	2			1
38					
39	2				
40		1	1		
41	1	2			
42	1	2	2		
43	3		1	1	
44					
45		1			
46	1			1	
47	3	4	1	1	
48		1		2	
49			3		
50	1			3	
51	3		2	1	
52			1	1	
53		1	1	2	
54		2			
55	2	2			
56			1		
57					
58	2	2	2		
59	1	1	2		
60					
61	1		2		
62			2		
63	1		2		
64			1		
65			1	3	
66			2		
67			1		
68			2		
69			1		
70			2		
71					
72					
73	1				
74			1		
75			1		
76					
77					
78			3		
79	1		1		
80			2		

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81				2		
82				3		
83						
84				2		
85				1		
86						
87						
88						
89						
90				1		
91						
92						
93						
94				1		
95				1		
96				2		
97				3		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104		1				
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
計		28	37	61	15	6
					合計人員	147

その8 医療職給料表(三)

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1						
2						
3						
4						
5			1			
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19			3			
20						
21						
22						
23			3			
24						
25			1			
26						
27						
28			3			
29						
30						
31	5					
32						
33			1			
34	1					
35	3					
36						
37						
38						
39	6					
40						
41						
42						
43	5		1			
44						
45	1					
46						2
47	5					2
48						1
49						
50	1					2
51	2					1
52			1			1
53				1		
54	1					
55	1					
56						
57						
58						
59	1		1	1		
60						
61				1		
62	1					1
63						
64						
65						
66						
67						
68	1					
69						1
70						
71						
72						
73						
74				1		
75				1		
76						
77						
78	1			1		
79				2		
80				1		

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81						
82						
83						
84						
85						
86					1	
87		1			2	
88		1			2	
89						
90		1				
91						
92						
93						
94						
95					1	
96						
97					2	
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
165						
166						
167						
168						
169						
計		38	15	17	11	0
					合計人員	81

第11表 特定任期付職員給料表の号給別人員分布

号 給	人 員
1	
2	2
3	
4	
5	1
6	
7	1
適用職員数	
4人	

第12表 再任用職員の給料表別，級別，年齢別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

区分 給料表	合計	級別人員分布						年齢別人員分布				
		1級	2級	特2級	3級	4級	5級	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
行政職給料表	177	—	177	—	—	—	—	75	78	13	7	4
公安職給料表	54	—	—	—	2	51	1	24	13	4	11	2
教育職給料表(二)(ロ)	262	35	214	—	5	8	—	92	55	62	36	17
教育職給料表(三)(イ)	407	—	368	—	—	39	—	138	88	92	53	36
研究職給料表	2	—	2	—	—	—	—	1	1	—	—	—
医療職給料表(二)	2	—	2	—	—	—	—	1	1	—	—	—
医療職給料表(三)	3	—	3	—	—	—	—	3	—	—	—	—

(注) フルタイム勤務職員の勤務時間は、週38時間45分

その2 短時間勤務職員

区分 給料表	合計	級別人員分布						年齢別人員分布				
		1級	2級	特2級	3級	4級	5級	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
行政職給料表	161 (1)	—	161 (1)	—	—	—	—	17	22	54 (1)	33	35
公安職給料表	31	—	—	—	6	25	—	2	2	2	1	24
教育職給料表(二)(ロ)	189 (189)	3 (3)	186 (186)	—	—	—	—	44 (44)	43 (43)	44 (44)	40 (40)	18 (18)
教育職給料表(三)(イ)	270 (269)	—	270 (269)	—	—	—	—	53 (53)	52 (52)	56 (56)	66 (65)	43 (43)
研究職給料表	17 (1)	—	17 (1)	—	—	—	—	—	1	4	5 (1)	7
医療職給料表(二)	7	—	7	—	—	—	—	—	1	2	3	1
医療職給料表(三)	14	—	14	—	—	—	—	3	6	3	—	2

(注) 表中の数値は、フルタイムの3/4勤務職員(4週間の勤務時間が116時間15分の職員)及びフルタイムの1/2勤務職員(2週間の勤務時間が38時間45分の職員)の合計人数で、()内は、その内フルタイムの1/2勤務職員数を表す。

2 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本人事業委員会、人事院及び広島市人事委員会等

3 調査の対象

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,221事業所

なお、本年も、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3(1)に記載した1,221事業所を、組織、企業規模、産業等により30層に層化し、これらの層から343事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所は、第13表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

5 調査事項

(1) 事業所に関する事項

毎月きまって支給する給与、賞与・臨時給与に関する支給状況等

(2) 従業員に関する事項

従業員の年齢、学歴、きまって支給する給与、時間外手当、通勤手当等

6 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 企業規模別調査事業所数

その1 産業別, 企業規模別調査事業所数

区 分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
調 査 対 象 事 業 所	事業所 1,221	事業所 560	事業所 482	事業所 179
抽 出 事 業 所	343	148	147	48
調 査 事 業 所 (産 業 計)	282	133	105	44
農 業 , 林 業 , 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	26	11	8	7
製 造 業	117	49	48	20
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	52	28	14	10
卸 売 業 , 小 売 業	21	13	7	1
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	14	10	4	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	52	22	24	6

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、閉鎖が判明した事業所が1所、調査不能の事業所が59所あった。
- 2 調査対象事業所343所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所及び閉鎖が判明した事業所1所を除いた341所に占める調査完了事業所282所の割合(調査完了率)は、82.7%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)
- ただし、「調査対象事業所」欄及び「抽出事業所」欄は、調査前の企業規模により計上している。
- 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

その2 地域別, 企業規模別調査事業所数

区 分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
調 査 事 業 所 (地 域 計)	事業所 282	事業所 133	事業所 105	事業所 44
広 島 市	145	81	49	15
上 記 を 除 く 県 内 の 市	121	41	53	27
県 内 の 町	16	11	3	2

第14表 職種別，学歴別，企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	206,707	208,577	201,806	196,853
	短大卒	181,437	182,830	181,762	※ 166,879
	高校卒	169,971	169,696	171,283	※ 165,433
新卒事務員	大学卒	206,686	209,037	201,952	※ 190,938
	短大卒	172,001	※ 172,317	※ 174,127	※ 166,879
	高校卒	163,285	164,687	159,438	※ 169,054
新卒技術者	大学卒	206,725	208,235	201,626	199,904
	短大卒	186,085	185,388	※ 188,128	—
	高校卒	171,238	170,398	174,813	※ 160,000
新卒大学助教	大学卒	—	—	—	—
新卒高等学校教諭	大学卒	※ 236,860	※ 236,860	—	—
新卒研究員	大学卒	—	—	—	—
新卒研究員補助	短大卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「※」は、調査実人員が10人以下であることを示す。

第15表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
			%	%	%	
大学 卒	規模計	34.5	(38.7)	(61.3)	—	65.5
	500人以上	32.5	(52.1)	(47.9)	—	67.5
	100人以上 500人未満	40.1	(26.2)	(73.8)	—	59.9
	100人未満	26.3	(39.1)	(60.9)	—	73.7
高校 卒	規模計	19.9	(36.4)	(62.0)	(1.6)	80.1
	500人以上	20.1	(44.2)	(55.8)	—	79.9
	100人以上 500人未満	23.7	(26.6)	(70.0)	(3.4)	76.3
	100人未満	9.9	(50.0)	(50.0)	—	90.1

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである(事業所単位による集計)。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			決まって支 給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	22	54.0	872,229	10,593	861,636	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	16	53.2	950,964	406	950,558	
	短大卒	X	X	X	X	X	
	高校卒	5	56.4	669,205	43,813	625,392	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	17	53.2	824,739	117	824,622	構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	11	52.8	831,732	205	831,527	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	6	53.6	815,433	0	815,433	
	事務部長	436	52.7	659,915	3,638	656,277	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	345	52.7	674,829	2,283	672,546	
	短大卒	27	53.5	545,571	10,969	534,602	
	高校卒	64	52.7	635,613	7,098	628,515	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	389	53.2	668,548	1,266	667,282	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長— 課長間)
	大学卒	306	53.1	687,105	603	686,502	
	短大卒	24	53.6	642,707	7,159	635,548	
	高校卒	58	53.6	595,225	2,088	593,137	
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	133	52.1	603,672	13,231	590,441	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長— 課長間)	
大学卒	108	52.1	624,198	16,509	607,689		
短大卒	9	47.9	481,073	0	481,073		
高校卒	16	54.4	546,414	419	545,995		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	96	51.6	619,154	3,162	615,992	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職	
大学卒	78	51.3	621,829	3,245	618,584		
短大卒	11	52.3	646,494	396	646,098		
高校卒	7	54.9	549,703	6,400	543,303		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	849	48.8	544,131	8,789	535,342	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職	
大学卒	622	48.1	552,456	9,028	543,428		
短大卒	67	50.2	494,813	4,856	489,957		
高校卒	158	50.9	534,994	9,536	525,458		
中学卒	2	32.5	392,822	0	392,822		
技術課長	1,036	49.0	555,358	12,820	542,538		
大学卒	740	48.2	556,732	12,421	544,311		
短大卒	66	50.8	563,501	14,943	548,558		
高校卒	230	51.4	548,040	13,601	534,439		
中学卒	—	—	—	—	—		

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示す(以下2から4において同じ。)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			決まって支 給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	249	47.5	477,932	45,027	432,905	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長—係長間)
	大学卒	161	45.7	480,849	56,887	423,962	
	短大卒	13	48.5	425,350	41,113	384,237	
	高校卒	74	51.1	479,167	20,357	458,810	
	中学卒	X	X	X	X	X	
	技術課長代理	204	41.6	494,672	50,331	444,341	
	大学卒	162	40.2	501,791	55,067	446,724	
	短大卒	10	47.7	452,519	31,425	421,094	
	高校卒	32	49.0	458,829	23,453	435,376	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	931	44.6	445,999	54,233	391,766	係の長及び係長級専門職
	大学卒	522	41.6	436,775	55,793	380,982	
	短大卒	132	47.0	388,462	46,514	341,948	
	高校卒	273	49.2	489,340	54,568	434,772	
	中学卒	4	44.2	378,284	53,615	324,669	
	技術係長	841	45.1	507,139	83,102	424,037	
	大学卒	391	42.0	480,966	79,335	401,631	
	短大卒	82	46.3	494,216	74,162	420,054	
	高校卒	362	47.9	537,770	89,019	448,751	
中学卒	6	48.0	456,788	74,026	382,762		
事務主任	803	44.5	403,675	48,327	355,348	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長—係員間)	
大学卒	470	42.2	412,664	54,132	358,532		
短大卒	108	47.3	384,813	41,480	343,333		
高校卒	225	48.3	393,163	38,554	354,609		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	979	44.8	463,440	72,447	390,993		
大学卒	629	43.9	468,411	75,594	392,817		
短大卒	72	46.9	436,456	57,278	379,178		
高校卒	275	47.0	457,626	68,074	389,552		
中学卒	3	54.1	331,192	9,096	322,096		
事務係員	3,331	37.5	311,970	34,237	277,733		
大学卒	2,010	34.1	312,815	37,819	274,996		
短大卒	486	44.6	311,511	26,033	285,478		
高校卒	833	41.7	310,353	30,454	279,899		
中学卒	2	35.9	239,607	35,062	204,545		
技術係員	2,843	36.3	362,216	61,831	300,385		
大学卒	1,750	33.8	355,779	61,784	293,995		
短大卒	310	36.9	343,748	57,148	286,600		
高校卒	775	41.7	383,511	63,890	319,621		
中学卒	8	46.9	378,377	42,914	335,463		

2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			決まって支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	21	54.0	897,906	11,224	886,682	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	15	53.3	993,445	440	993,005	
	短大卒	X	X	X	X	X	
	高校卒	5	56.4	669,205	43,813	625,392	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	16	53.3	842,172	125	842,047	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	10	53.1	864,785	231	864,554	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	6	53.6	815,433	0	815,433	
	中学卒	—	—	—	—	—	—
	事務部長	310	53.0	728,232	1,645	726,587	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	255	52.8	743,729	1,502	742,227	
	短大卒	10	52.6	606,732	65	606,667	
	高校卒	45	53.6	676,126	2,636	673,490	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	314	53.4	702,355	592	701,763	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長—課長間)
	大学卒	257	53.2	715,790	540	715,250	
	短大卒	19	54.2	672,280	1,244	671,036	
高校卒	38	54.2	634,805	607	634,198		
中学卒	—	—	—	—	—	—	
事務部次長	61	52.4	629,318	302	629,016	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長—課長間)	
大学卒	46	52.3	657,269	252	657,017		
短大卒	4	49.2	523,783	0	523,783		
高校卒	11	54.0	551,582	622	550,960		
中学卒	—	—	—	—	—	—	
技術部次長	66	52.0	692,898	2,306	690,592	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長—課長間)	
大学卒	52	51.8	702,011	2,831	699,180		
短大卒	11	52.3	646,494	396	646,098		
高校卒	3	54.8	711,465	410	711,055		
中学卒	—	—	—	—	—	—	
事務課長	521	49.3	609,644	12,285	597,359	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	399	48.3	607,098	11,567	595,531		
短大卒	29	51.9	593,400	10,755	582,645		
高校卒	93	52.5	623,744	15,500	608,244		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	709	49.2	592,208	15,926	576,282	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	522	48.3	589,484	14,766	574,718		
短大卒	44	50.7	617,149	20,292	596,857		
高校卒	143	52.7	595,498	19,399	576,099		
中学卒	—	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			決まって支 給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長― 係長間)
	大学卒	160	47.7	511,859	46,271	465,588	
	短大卒	101	45.6	509,458	59,733	449,725	
	高校卒	6	48.3	435,390	45,470	389,920	
	中学卒	52	51.9	525,252	19,173	506,079	
	X	X	X	X	X	X	
	技術課長代理	173	41.0	512,053	53,784	458,269	
	大学卒	140	39.7	515,883	58,413	457,470	
	短大卒	8	46.3	463,456	16,906	446,550	
	高校卒	25	50.4	496,781	27,494	469,287	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	607	44.6	479,403	59,480	419,923	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	326	41.2	465,268	60,688	404,580	
	短大卒	70	46.4	415,699	50,155	365,544	
	高校卒	210	49.8	521,579	60,003	461,576	
	中学卒	X	X	X	X	X	
	技術係長	583	44.7	541,369	92,083	449,286	
	大学卒	242	40.6	515,409	89,882	425,527	
	短大卒	48	45.6	555,620	84,324	471,296	
高校卒	287	48.0	563,668	95,673	467,995		
中学卒	6	48.0	456,788	74,026	382,762		
事務主任	506	45.6	444,325	54,840	389,485	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長― 係員間)	
大学卒	288	43.5	455,453	62,244	393,209		
短大卒	59	48.5	432,898	47,156	385,742		
高校卒	159	48.8	425,085	42,078	383,007		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	648	45.6	485,534	76,812	408,722		
大学卒	423	44.6	484,764	78,146	406,618		
短大卒	39	48.8	490,600	66,193	424,407		
高校卒	186	47.9	486,751	75,132	411,619		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	2,110	37.8	331,375	37,920	293,455		
大学卒	1,294	33.8	326,805	41,745	285,060		
短大卒	281	45.9	345,735	29,465	316,270		
高校卒	535	43.1	334,560	33,131	301,429		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係員	2,025	36.3	373,663	67,281	306,382		
大学卒	1,218	33.7	366,592	67,046	299,546		
短大卒	219	35.8	353,999	63,204	290,795		
高校卒	583	42.1	396,001	69,404	326,597		
中学卒	5	49.0	393,444	49,000	344,444		

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			決まって支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	X	X	円 X	円 X	円 X	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	X	X	X	X	X	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	X	X	X	X	X	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	110	52.4	535,720	5,061	530,659	2課以上又は 構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	79	52.3	535,259	3,286	531,973	
	短大卒	17	53.9	518,133	15,860	502,273	
	高校卒	14	51.2	561,182	1,567	559,615	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	65	52.5	556,375	3,159	553,216	
	大学卒	45	52.7	559,547	0	559,547	
	短大卒	4	53.8	578,349	24,054	554,295	
	高校卒	15	51.9	551,198	6,979	544,219	
	中学卒	X	X	X	X	X	
事務部次長	66	51.9	598,662	28,365	570,297	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	
大学卒	56	52.1	622,179	34,610	587,569		
短大卒	5	47.0	447,742	0	447,742		
高校卒	5	55.0	535,745	0	535,745		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	23	51.2	498,130	0	498,130		
大学卒	20	51.0	503,002	0	503,002		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	3	52.3	464,096	0	464,096		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	294	48.4	466,454	2,629	463,825	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	206	48.2	477,635	3,448	474,187		
短大卒	36	49.0	442,834	1,653	441,181		
高校卒	50	49.1	442,223	238	441,985		
中学卒	2	32.5	392,822	0	392,822		
技術課長	274	48.7	485,041	4,944	480,097		
大学卒	186	48.2	484,047	5,494	478,553		
短大卒	19	51.0	465,812	4,282	461,530		
高校卒	69	49.4	492,937	3,660	489,277		
中学卒	—	—	—	—	—		

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			決まって支 給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	77	46.6	428,901	45,479	383,422	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長— 係長間)
	大学卒	53	44.9	439,602	52,779	386,823	
	短大卒	7	48.6	415,715	36,933	378,782	
	高校卒	17	50.3	404,356	28,585	375,771	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	24	45.9	389,964	32,270	357,694	
	大学卒	17	45.5	390,571	30,749	359,822	
	短大卒	2	53.0	411,519	85,857	325,662	
	高校卒	5	44.8	380,397	17,276	363,121	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	290	44.4	376,245	44,739	331,506	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	177	42.4	381,666	46,172	335,494	
	短大卒	59	47.4	358,687	45,388	313,299	
	高校卒	52	47.2	379,394	40,153	339,241	
中学卒	2	46.9	353,317	27,045	326,272		
技術係長	228	45.8	409,202	57,918	351,284		
大学卒	139	45.1	404,111	54,849	349,262	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長— 係員間)	
短大卒	29	48.1	397,649	52,725	344,924		
高校卒	60	46.3	426,030	67,209	358,821		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	254	41.9	333,653	36,544	297,109		
大学卒	163	39.3	335,611	38,391	297,220		
短大卒	42	45.7	316,297	28,360	287,937		
高校卒	49	47.3	342,243	37,564	304,679		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	298	42.4	400,580	55,574	345,006		
大学卒	189	41.0	412,774	62,529	350,245		
短大卒	25	44.5	370,299	39,356	330,943		
高校卒	81	44.7	384,195	46,108	338,087		
中学卒	3	54.1	331,192	9,096	322,096		
事務係員	992	36.6	273,740	26,566	247,174		
大学卒	605	34.3	283,057	28,843	254,214		
短大卒	163	41.6	249,283	20,839	228,444		
高校卒	222	38.7	267,367	24,642	242,725		
中学卒	2	35.9	239,607	35,062	204,545		
技術係員	707	36.7	314,443	35,634	278,809		
大学卒	471	34.5	310,627	36,848	273,779		
短大卒	68	43.0	317,726	34,077	283,649		
高校卒	165	39.9	322,460	33,180	289,280		
中学卒	3	42.4	345,743	29,732	316,011		

4 企業規模100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			決まって支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	16	51.6	490,828	20,717	470,111	2課以上又は構成員20人以上の部の長の職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	11	52.4	470,985	8,023	462,962	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	5	50.1	531,727	46,881	484,846	
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	10	52.3	477,813	6,722	471,091		
大学卒	4	52.6	498,617	8,664	489,953		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	5	53.5	463,196	0	463,196		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	6	50.3	431,840	0	431,840	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長—課長間)	
大学卒	6	50.3	431,840	0	431,840		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	7	50.1	430,832	16,710	414,122		
大学卒	6	48.2	433,260	14,195	419,065		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	34	46.3	378,078	13,418	364,660	2係以上又は構成員10人以上の課の長の職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	17	43.8	368,028	20,639	347,389		
短大卒	2	52.0	389,955	0	389,955		
高校卒	15	48.1	387,111	7,518	379,593		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	53	48.0	390,601	6,449	384,152		
大学卒	32	47.2	381,190	7,335	373,855		
短大卒	3	51.2	373,199	0	373,199		
高校卒	18	49.0	410,367	6,045	404,322		
中学卒	—	—	—	—	—		

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考		
			決まって支 給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)			
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	12	49.8	375,385	30,494	344,891	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長— 係長間)	
	大学卒	7	51.9	392,775	48,149	344,626		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	5	46.9	350,899	5,635	345,264		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	7	43.8	348,706	13,010	335,696		
	大学卒	5	42.8	370,793	17,996	352,797		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	2	46.5	291,081	0	291,081		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	34	45.0	354,056	30,026	324,030		係の長及び 係長級専門職
	大学卒	19	42.5	349,370	41,888	307,482		
	短大卒	3	51.5	358,258	71	358,187		
	高校卒	11	47.1	356,566	16,432	340,134		
中学卒	X	X	X	X	X			
技術係長	30	48.2	368,391	43,866	324,525			
大学卒	10	45.6	377,533	57,173	320,360			
短大卒	5	45.2	346,647	73,048	273,599			
高校卒	15	50.8	369,678	25,199	344,479			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務主任	43	44.1	291,276	32,859	258,417	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長— 係員間)		
大学卒	19	41.7	300,307	40,282	260,025			
短大卒	7	44.4	306,509	53,920	252,589			
高校卒	17	46.6	274,227	14,981	259,246			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術主任	33	42.3	366,714	88,375	278,339			
大学卒	17	42.3	397,160	106,532	290,628			
短大卒	8	42.3	307,650	55,258	252,392			
高校卒	8	42.4	362,592	83,635	278,957			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	229	38.7	256,131	25,123	231,008			
大学卒	111	36.7	268,399	28,080	240,319			
短大卒	42	44.1	246,025	16,101	229,924			
高校卒	76	38.8	243,462	25,729	217,733			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術係員	111	34.9	278,453	42,218	236,235			
大学卒	61	32.8	283,733	47,092	236,641			
短大卒	23	37.4	262,757	29,972	232,785			
高校卒	27	37.7	280,292	41,829	238,463			
中学卒	—	—	—	—	—			

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			決まって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	X	X	X	X		
	守衛	10	55.1	458,014	85,485		372,529
	用務員	4	55.8	326,654	21,747		304,907
教育 関係 職種	大学学長・副学長・学部長	17	57.9	765,235	0	765,235	
	大学教授	63	54.3	609,351	0	609,351	
	大学准教授	50	49.1	486,531	0	486,531	
	大学講師	29	44.5	429,600	0	429,600	
	大学助教	26	38.2	391,442	0	391,442	
	高等学校校長	2	60.2	679,306	2,378	676,928	
	高等学校教頭	6	54.0	597,757	3,333	594,424	
研究 関係 職種	高等学校教諭	79	44.8	493,658	14,205	479,453	
	研究所長	2	56.5	788,942	0	788,942	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	57	49.7	671,381	2,535	668,846	
	研究室(係)長	37	47.7	579,661	102,446	477,215	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	133	44.0	492,844	65,914	426,930	
	研究員	98	36.7	360,084	14,833	345,251	
研究補助員	21	26.9	241,068	3,530	237,538		

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示す。

第17表 職種に対応する級（行政職給料表）

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上 500人未満	企業規模 100人未満
7 級	支 店 長 工 場 長		
	事 務 部 長 技 術 部 長		
6 級	事 務 課 長 技 術 課 長	支 店 長 工 場 長	
		事 務 部 長 技 術 部 長	
5 級		事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	支 店 長 工 場 長
			事 務 部 長 技 術 部 長
4 級	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 技 術 課 長	事 務 部 次 長 技 術 部 次 長
3 級	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 技 術 課 長	事 務 課 長 技 術 課 長
	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理
2 級	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長
1 級	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応)	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応)	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応)
	事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 係 員 技 術 係 員

(注) 主任の一部とは、係制をとっていない事業所で、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する者をいう。

第18表 民間における特別給の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
			円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)		373,927	272,636
	上半期 (A2)		372,897	271,686
特別給の支給額	下半期 (B1)		791,352	479,076
	上半期 (B2)		818,060	492,822
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{(B1)}{(A1)}\right)$	月分	2.12	1.76
	上半期 $\left(\frac{(B2)}{(A2)}\right)$	月分	2.19	1.81
	年間計		4.31月分	3.57月分

(注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	部長級		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	規模計	%	%	%	%	%	%
	500人以上	44.3	55.7	44.9	55.1	53.2	46.8
	100人以上 500人未満	44.6	55.4	44.6	55.4	58.1	41.9
	100人未満	46.3	53.7	47.8	52.2	53.3	46.7
	100人未満	38.8	61.2	38.8	61.2	39.3	60.7

(注) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とにならない場合がある。

第20表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		74.0%
	配偶者に家族手当を支給する	(85.3%)
家族手当制度がない		26.0%
扶養家族の 構成 支給月額	配偶者	11,250円
	配偶者と子1人	17,565円
	配偶者と子2人	23,615円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第21表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を		在宅勤務を 実施していない
	支給する	支給しない	
55.0 %	(18.5) %	(81.5) %	45.0 %

(注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
24.9 %	75.1 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第22表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	78.7 %	21.3 %	0.0 %

- (注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とまらない場合がある。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課 長 級		47.7 %	33.3 %	52.3 %
非 管 理 職		46.3	36.1	53.7

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第24表において同じ)。
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
56.8 %	69.6 %

- (注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費及び労働経済関係資料

令和3年4月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、県民一般の標準的な生活の水準を求めため、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定方法

2人～5人世帯については、家計調査における令和3年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して、令和3年4月の費目別標準生計費を算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和2年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 広島市における費目別、世帯人員別標準生計費

（単位：円）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	29,613	47,464	55,435	63,406	71,377
住居関係費	37,561	45,735	39,381	33,032	26,683
被服・履物費	5,193	5,841	7,317	8,792	10,269
雑費Ⅰ	18,447	39,824	49,362	58,901	68,451
雑費Ⅱ	9,044	26,640	26,053	25,466	24,875
合計	99,858	165,504	177,548	189,597	201,655

第26表 労働経済指標

項目 年度・年月	賃金・労働時間												
	全国（全国調査）										広島県（地方調査）		
	① きまって支給する給与 （調査産業計）		② 所定内給与 （調査産業計）			③ 所定外給与 （調査産業計）		④ 総実労働時間数 （調査産業計）	⑤ 所定外労働時間数 （調査産業計）	⑥ きまって支給する給与 （調査産業計）		⑦ 所定内給与 （調査産業計）	
	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	一般労働者 前年度比・ 前年同月比 （%）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	（時間）	（時間）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）
令和元年度	296.1	0.1	271.1	0.2	0.5	25.0	△ 1.3	144.2	12.3	289.2	0.2	261.8	0.7
令和2年度	293.3	△ 1.0	271.5	0.1	△ 0.1	21.8	△ 12.9	140.0	10.6	282.3	△ 2.4	258.5	△ 1.3
令和2年4月	295.7	△ 1.3	272.9	△ 0.1	△ 0.1	22.7	△ 13.0	143.8	10.5	286.1	△ 2.6	261.5	△ 1.3
5月	287.2	△ 2.6	268.6	△ 0.3	△ 0.2	18.6	△ 26.6	126.9	8.6	275.1	△ 4.8	256.5	△ 2.1
6月	290.9	△ 2.2	272.2	△ 0.1	△ 0.3	18.7	△ 25.9	141.3	9.3	279.0	△ 4.3	259.5	△ 1.8
7月	292.7	△ 1.3	272.2	0.2	△ 0.3	20.5	△ 17.5	145.8	10.3	281.3	△ 3.3	259.5	△ 1.8
8月	291.1	△ 1.6	269.9	△ 0.4	△ 0.7	21.2	△ 14.1	133.7	9.9	279.2	△ 3.2	256.7	△ 2.1
9月	292.9	△ 1.0	271.7	0.0	△ 0.3	21.1	△ 12.6	140.6	10.7	282.8	△ 1.9	259.1	△ 1.0
10月	296.3	△ 0.7	273.8	0.3	△ 0.1	22.5	△ 11.6	147.4	11.3	285.2	△ 2.9	259.3	△ 2.6
11月	294.2	△ 1.2	271.1	△ 0.3	△ 0.2	23.0	△ 10.8	143.4	11.4	283.1	△ 2.5	257.0	△ 2.3
12月	295.0	△ 0.7	271.9	0.1	△ 0.2	23.1	△ 8.5	142.3	11.5	283.9	△ 2.6	257.4	△ 2.5
令和3年1月	293.0	0.0	270.0	0.4	0.0	23.0	△ 4.3	135.1	11.0	283.9	△ 0.3	259.7	1.1
2月	292.8	△ 0.3	269.9	0.3	0.2	22.9	△ 6.5	135.4	11.1	282.4	0.2	257.1	1.3
3月	297.3	1.1	273.7	1.5	0.7	23.7	△ 2.9	145.1	12.0	285.6	△ 0.3	258.9	0.4
4月	300.3	1.6	275.9	1.1	0.4	24.4	7.3	150.4	12.1	290.5	1.6	262.6	0.4
5月	294.9	2.6	272.1	1.4	0.9	22.8	22.5	136.0	11.1	281.8	2.5	258.6	0.9
6月	297.2	2.1	274.4	0.8	0.6	22.8	22.0	146.9	11.4	285.6	2.3	260.6	0.4

資料出所：①～⑩、⑬厚生労働省「毎月勤労統計調査報告」、⑪総務省「家計調査報告」、⑫総務省「消費者物価指数月報」、
⑭総務省「労働力調査報告」、⑮厚生労働省「一般職業紹介状況」

(注) 1 ①、②、③、⑥、⑦、⑫及び⑬については平成27年平均=100とした指数を基礎としている。

2 ⑧の増減率は実数比較による。

3 ①～⑩、⑬は事業所規模30人以上の数値である。

				生計費				物価		雇用		
⑧ 所定外給与 (調査産業計)		⑨ 総実労働時間数 (調査産業計)	⑩ 所定外労働時間数 (調査産業計)	⑪ 消費支出 (二人以上の世帯)				⑫ 消費者物価指数		⑬ 常用雇用指数 (調査産業計)	⑭ 完全失業率 (季節調整値)	⑮ 有効求人倍率 (季節調整値)
				全国		広島市		全国	広島市			
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(%)	(倍)
27.4	△ 4.1	150.9	13.8	291.2	0.8	297.4	1.1	0.5	0.3	1.2	2.3	1.55
23.8	△ 13.2	144.2	11.5	276.2	△ 5.2	290.1	△ 2.5	△ 0.2	△ 0.1	0.0	2.9	1.10
24.6	△ 14.3	149.1	10.9	267.9	△ 11.0	265.1	△ 13.3	0.1	0.2	0.8	2.6	1.30
18.6	△ 30.6	127.9	8.4	252.0	△ 16.2	264.9	△ 23.0	0.1	0.4	0.2	2.8	1.18
19.5	△ 28.1	146.9	9.5	273.7	△ 1.1	306.4	0.7	0.1	0.6	0.2	2.8	1.12
21.8	△ 18.3	149.0	10.5	266.9	△ 7.3	287.6	3.2	0.3	0.5	0.2	2.9	1.09
22.5	△ 14.2	136.3	10.6	276.4	△ 6.7	287.7	△ 13.6	0.2	0.5	0.2	3.0	1.05
23.7	△ 10.8	146.0	11.8	269.9	△ 10.2	276.6	△ 18.7	0.0	0.3	△ 0.1	3.0	1.04
25.9	△ 6.0	152.3	12.4	283.5	1.4	288.8	6.7	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	3.1	1.04
26.1	△ 4.0	146.0	12.3	278.7	0.0	259.1	3.0	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.1	3.0	1.05
26.4	△ 3.6	147.1	12.5	315.0	△ 2.0	373.5	22.8	△ 1.2	△ 0.9	△ 0.3	3.0	1.05
24.2	△ 12.4	138.2	12.4	267.8	△ 6.8	253.5	△ 12.6	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.3	2.9	1.10
25.3	△ 10.0	140.8	12.8	252.5	△ 7.1	279.0	7.2	△ 0.4	△ 0.8	△ 0.4	2.9	1.09
26.8	△ 7.2	151.1	14.1	309.8	6.0	339.5	18.1	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.2	2.6	1.10
27.9	13.7	156.7	13.9	301.0	12.4	278.1	4.9	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.3	2.8	1.09
23.2	24.4	139.9	12.2	281.1	11.5	254.2	△ 4.0	△ 0.1	△ 0.1	0.2	3.0	1.09
25.0	28.4	153.5	13.0	260.3	△ 4.9	258.2	△ 15.7	0.2	0.1	0.0	2.9	1.13

